

里親制度の国際比較調査

～3才未満の児童の里親委託率の増加を目指して～

榎村 麻子

日本財団 公益事業部 子ども支援チーム

2024年3月8日

第6回FLECフォーラムプレセッション

目次

- 調査の背景・目的
- 調査概要
- 調査結果（中間報告）
- 今後のヒアリング調査について

調査の背景・目的

【背景】

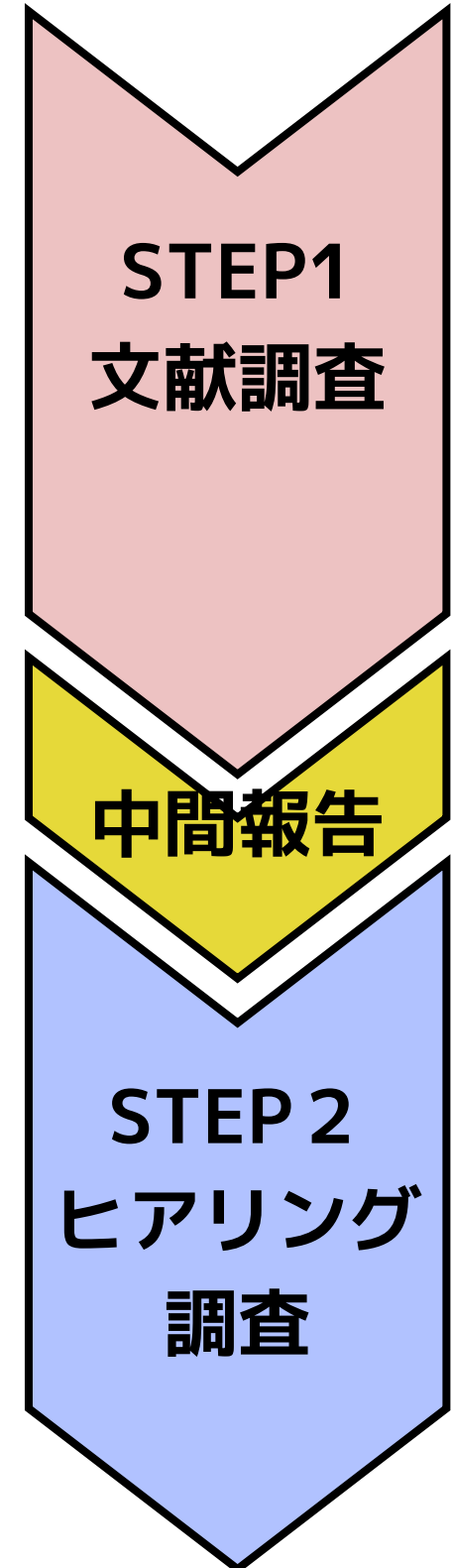
- 2009年に国連で採択された「児童の代替的養護に関する指針」では乳幼児、特に3歳未満のこどもは原則として家庭で養育するべきとされている。
- ヨーロッパ等多くの国々ではすでに乳児院が閉鎖され、乳幼児の家庭的養育が推進されている。
- 2011年に策定された「里親委託ガイドライン」では、里親委託優先の原則を明記。
- 2016年の児童福祉法改正では「家庭養育優先原則」が明記。
- 2017年の「新しい社会的養育ビジョン」では未就学児の里親委託率75%、学童期の里親委託率50%の目標が示された。
- 一方、2021年度末の3歳未満の委託率は全国平均で25%、2022年度が25.3%と**実態は目標からかけ離れている。**
- 3歳未満の里親委託率が高い自治体として、浜松市の85%、福岡市72.5%などあるものの、一桁台の自治体も複数存在し、**自治体間の格差が大きい。**

【目的】

- 諸外国（米国、カナダ、英国、イタリア、ドイツ、スウェーデン）における3歳未満の子どもの養育状況や里親制度、里親支援体制等を調査し、日本の3歳未満の子どもの里親委託率を増加させるために有益な事項を把握し、提言を行う。

調査概要

調査対象国：米国(WS州)、カナダ(BC州、ON州)、英国、イタリア、ドイツ、スウェーデン



目的	調査項目	時期
各国地域の里親制度及び3才未満の社会的養護を必要とする子どもの養育状況の把握	<ul style="list-style-type: none">• 各国地域の社会的養護に関する方針および里親制度概要<ul style="list-style-type: none">• 社会的養護に関する国の方針• 社会的養護下の子ども的人数、里親委託されている子ども的人数、関係機関、里親への支援体制（委託費）、里親類型、里親選定基準、里親の選定プロセス、登録里親数、里親の権利等• 3才未満の社会的養護を必要とする子どもの養育状況<ul style="list-style-type: none">• 乳児院の数、社会的養護下の3才未満の子ども数、どのような子どもを擁護対象としているか、里親支援体制等	2023.10～ 2024.1 2024.3現在
文献調査を基に関連機関・関係者の生の声を聴き、ケアの実情を視察する	<ul style="list-style-type: none">• 3才未満の社会的養護を必要とする子どもの養育状況<ul style="list-style-type: none">• 日本の児相にあたる機関、官民のフォスタリング機関、母子生活支援施設、他関係機関等<ul style="list-style-type: none">• 現状取組、子どもの家庭養育への意識、課題、日本へのアドバイス、要支援家庭に協力する家庭の存在の有無等• ソーシャルワーカーや里親<ul style="list-style-type: none">• 里親支援体制、課題（実親との関係、レスパイトの仕組み、日本にはまだない緊急里親や親子を受け入れる親子里親等）	2024.4～6

調査結果①里親委託率の比較

	英国	ドイツ	イタリア	スウェーデン	カナダBC州	カナダON州	米 WA州	日本
里親委託率（全体）	81.1%	46.0%	48.9%	72.4%	74.4%	95.8%	73.1%	23.5%
里親委託率（低年齢児）	96.8% ※5歳未満	79.7% ※3才未満	調査中	77.6% ※4歳未満	86% ※4歳未満	100% ※6歳未満	調査中	25.3% ※3才未満

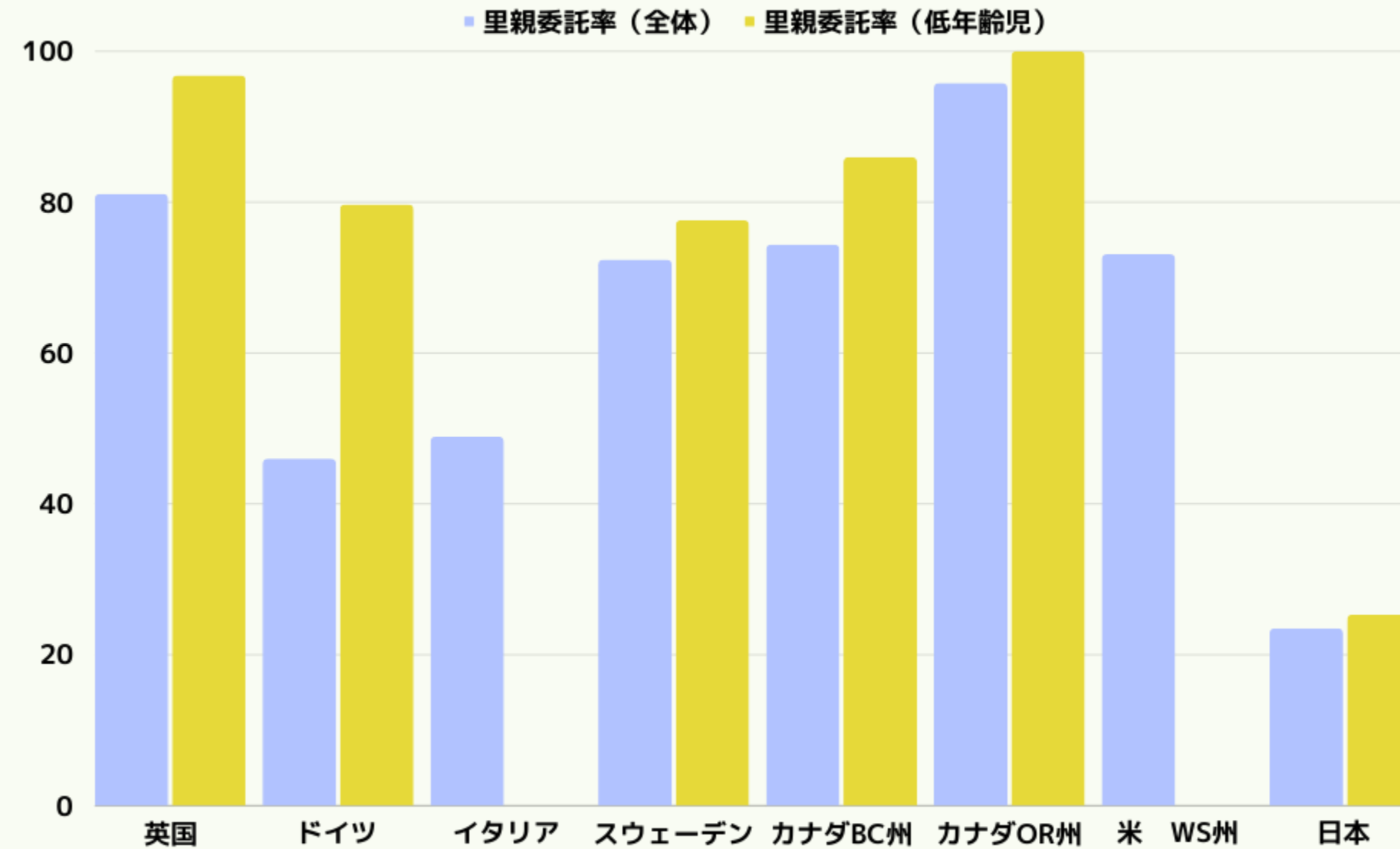
注) 数値については暫定値となる。参考データの調査年や対象年齢は各国ごとに異なる。

里親委託率は里親委託人口÷社会的養護下人口で算出。

低年齢児里親委託率は低年齢児里親委託率÷低年齢児社会的養護下人口で算出。

- 里親委託率（全体、低年齢児）ともにカナダのON州が最も高い。次いで、英国。
- 里親以外の低年齢児の居場所については引き続き現地ヒアリングにて調査を行う。

（例：カナダBC州では1,094人のうち、139人はChildren in Care with Other Placementsとして医療機関等にいとされている）



調査結果②対人口1,000人比の社会的養護下人口

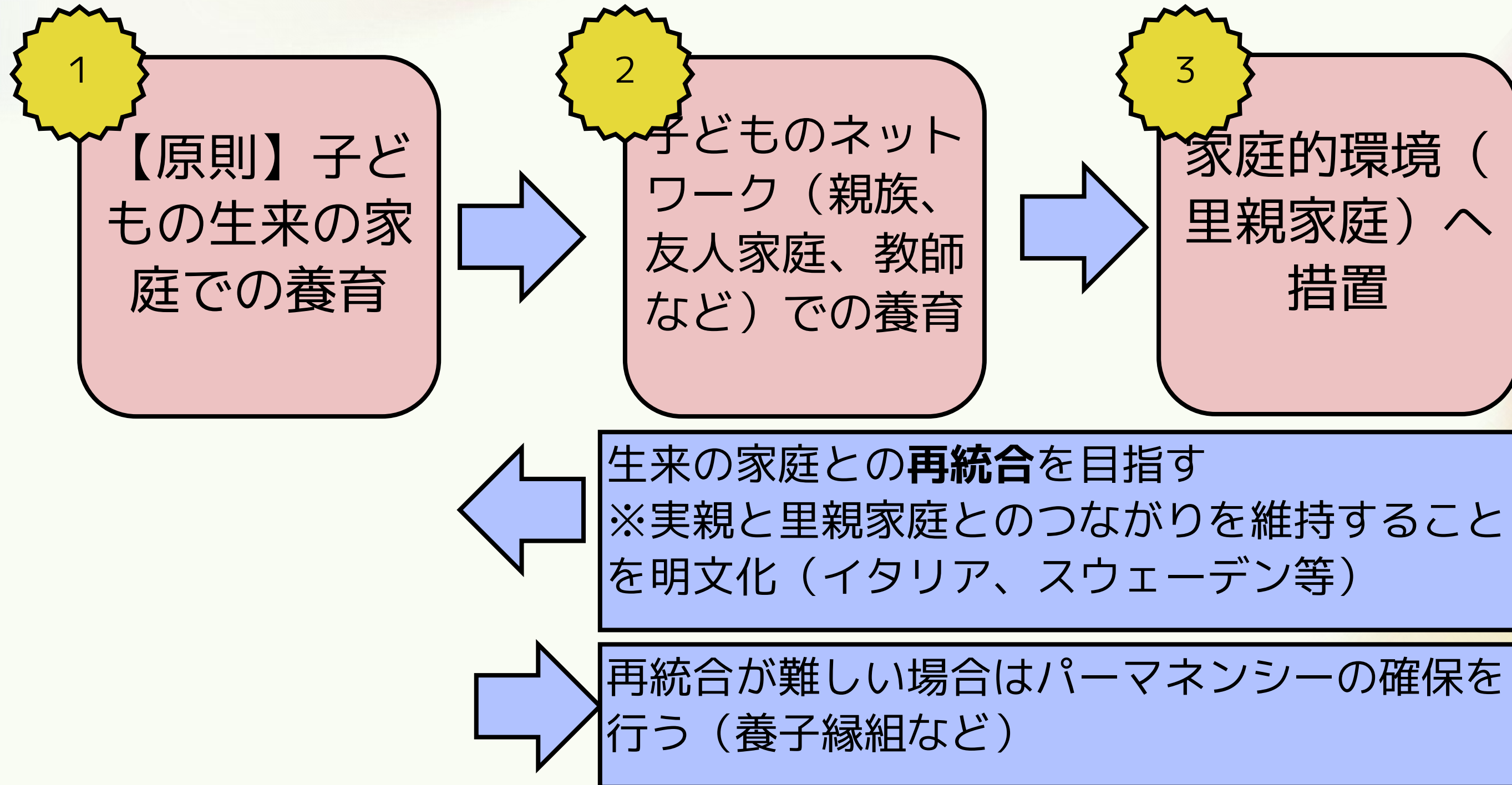
	英国	ドイツ	イタリア	スウェーデン	カナダBC州	カナダON州	米 WA州	日本
対人口1,000人比(a)	6.9	11.1	2.8	12.1	7.2	1.6	5.3	1.8
対人口1,000人比(低年齢児)(b)	5.1 ※5歳未満	4.2 ※3才未満	調査中	4.3 ※4歳未満	6.2 ※4歳未満	1.9 ※6歳未満	調査中	1.1 ※3才未満

注) 数値については暫定値となる。(a)は「社会的養護下人口」/「18歳未満人口」×1,000にて算出。(b)は「低年齢児社会的養護下人口」/「低年齢児人口」×1,000にて算出。なお、社会的養護下人口については各国ごとに全年齢を対象としている国もある。

- 低年齢児で社会的養護下におかれる人数の比率として、カナダBC州が最も高い結果となった。(1000人の内6.2人)
- 18歳未満で社会的養護下におかれる人数の比率よりも、低年齢児で社会的養護下におかれる比率が高いのは、カナダON州。

調査結果③ 各国地域における社会的養護に関する方針

各国の方針から見える代替的ケアの優先順位



調査結果④各国地域における里親類型（緊急里親制度の有無）

（仮説）緊急に対応できる里親を制度で確保することにより、
子どもの家庭養育が推進される。

国名	名称	内容
イギリス	Emergency（緊急養育）	子どもに数日～数週間の間安全な滞在場所を提供する。 連絡を受けてから24時間以内の対応を求められる場合もある。
ドイツ	Bereitschaftspflegefamilie（緊急里親）	一時保護された児童を短期間養育者の家庭で預かり児童の保護にあたる。少年援助法が根拠となる。
スウェーデン	Jourhem（緊急里親家庭）	一時的なケアや教育のために子どもをくり返し受け入れる一般家庭。期間は最大6か月。
カナダBC州	Emergency care（緊急ケア）	事前の連絡なしに（当日または24時間以内に）子供を引き取る。一般的に、別の預け先を探している間に利用される。緊急ケアは最長14日間。

今後の現地ヒアリング調査（予定）

◆ 自治体の児童相談所、里親担当の職員

- 子どもの保護、パーマネンシー、家庭養育優先への意識、実現させるための仕組み
- 里親関連業務として何をやっているか、注力していることや課題
- 乳幼児の里親委託の状況（里親以外の低年齢児の居場所なども）

◆ 乳幼児を扱う里親機関（ソーシャルワーカー等）

- リクルート、トレーニング、アフターフォローについて
- 里親を確保するための工夫、課題

◆ 乳幼児を受け入れている里親

- なぜ里親になろうと思ったのか
- 大変なこと・やっていて良かったと思うことは何か

その他

- 緊急里親の実態把握
- 各国における里親制度（里親の分類、里親の権利等）

ご清聴ありがとうございました